

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告 よくある質問

Q1 この報告はどのようなものですか？周知はしているのですか？

A1 「群馬県マイナンバー利活用推進事業補助金」（以下「補助金」という。）について、消費税及び地方消費税（「以下消費税」という。）に係る仕入控除税額の確定後、返還すべき消費税があるかどうかを確認するためのものです。報告が必要なことは、補助金交付要綱に定めているほか、該当医療機関宛てに通知しています。

Q2 報告の対象者は？

A2 補助金の交付を受けた全ての医療機関・薬局が対象です。仕入控除税額が「0円」（返還額なし）の場合であっても、必ず報告が必要です。

Q3 複数施設の薬局を有する法人です。報告は施設ごとに行うのですか？

A3 補助金の交付決定を受けた施設単位で補助事業者ごとに報告が必要です。同一法人で複数の施設で補助を受けた場合、施設ごとの報告が基本ですが、概ね10以上の施設を有する同一法人の場合、複数施設一括用の報告書でも構いません。ただし、補助対象経費、補助金額、仕入控除税額が異なる場合など一括用報告書に施設ごとの計算書を添付いただきます。

Q4 個人事業主の場合も、報告が必要ですか？

A4 個人事業主か法人にかかわらず、全ての補助事業者が報告する必要があります。

Q5 補助金の交付を受けた医療機関はすでに廃止しています、報告の必要はありますか？

A5 補助金の交付を受けたのちに医療機関を廃止した場合も、報告する必要があります。

Q6 報告はいつ行えばよいのですか？

A6 報告は、補助金の交付を受けた時期を課税期間に含む消費税を所轄税務署に確定申告した後に行ってください。

なお、消費税の納税義務がなく、確定申告を行う必要がない補助事業者は、納税義務がないことが分かった時点で速やかに提出してください。

Q9 報告書を作成するにあたり準備する書類は何ですか？（添付書類）
（確定申告書は消費税の確定申告書のことです）

A9

〈返還額なしの場合〉

申告義務なし	・第2号様式及び別紙概要（返還なし）の Word ファイル ・添付資料なし（ただし上記 Excel ファイルは必要です）
簡易課税	・第2号様式及び別紙概要（返還なし）の Word ファイル ・簡易課税方式の確定申告書（写）の PDF ファイル
2割特例適用	・第2号様式及び別紙概要（返還なし）の Word ファイル ・2割特例適用の確定申告書（写）の PDF ファイル
特定収入割合が5%超の公益法人等	・第2号様式及び別紙概要（返還なし）の Word ファイル ・特定収入割合計算書の PDF ファイル

〈返還額ありの場合〉

一施設ごと	・第2号様式及び別紙概要（返還あり）の Word ファイル ・確定申告書第一表及び課税売上割合・控除対象仕入額等の計算表の PDF ファイル
複数施設一括	・第2号様式及び別紙概要（返還あり）の Word ファイル ・補助対象経費、補助金額、返還額が異なる場合、施設ごとに別紙概要（返還あり）の Word ファイル ・確定申告書第一表及び課税売上割合・控除対象仕入額等の計算表の PDF ファイル

Q11 消費税の確定申告をしているかどうか分からないのですが（個人）

A11 確定申告等について不明な場合、経理担当の方や顧問税理士等にご確認ください。

Q12 消費税の確定申告をしているかどうか分からないのですが（法人）

A12 報告書の作成には、法人の課税売上高の情報や消費税の確定申告書が必要です。本社経理部門担当の方や顧問税理士等に相談してください。

Q13 返還額なし（0円）として報告します。その後の手続きはどうなりますか？

A13 返還額なし（0円）として報告いただくだけで手続きは完了です。なお、報告内容について確認させていただくこともありますので、ご了承ください。

Q14 返還額がある場合、どのように返還したらよいのですか？

A14 県で報告書の審査を行い、額が確定した後に、県から納入通知書を送付します。納入通知書記載内容を確認のうえ、納入期限内に所定の金融機関で納付してください。なお、報告内容について確認させていただくこともありますので、ご了承ください。

Q15 すでに仕入れ控除税額の報告を他の事業でしています。こちらは報告しなくてもよいのですか？

A15 補助金の交付を受けたそれぞれの事業で報告する必要があります。他の事業で報告をすでにすませても、今回の事業での報告は必要となります。

Q16 医療法人は、公益法人等に該当しますか？

A16 消費税法別表第三に掲げる医療法人は、医療法第42条の2第1項に規定する社会医療法人に限るとされています。

Q17 消費税仕入控除税額制度について知りたいのですが

A17 詳細については、国税当局へお問い合わせください。

<https://www.nta.go.jp/>

Q19 どのように提出すればよいですか？郵送やメールでもよいのですか？

A19 「ぐんま電子申請システム」によるオンライン報告のみとなります。

以下のフォームから、報告してください。

提出がない場合、補助金の返還をお願いする場合があります。必ずご提出ください。

【令和7年度に補助を受けた医療機関】

<https://logoform.jp/form/9cfD/1535542>



【令和8年度に補助を受けた医療機関】

<https://logoform.jp/form/9cfD/1727129>

